

海外投資関係保証

当協会では、海外直接投資を行う中小企業者の皆様をご支援いたします。

本制度は、海外直接投資の事業のために必要とする資金を対象とした保証制度です。

対象者	次の①～②のいずれにも該当する中小企業者の方 ①山形県内に本店または事業所を有する方 ②海外直接投資事業を行う方
対象資金	①出資割合が10%以上となる海外法人への出資資金 ②出資割合が10%以上である海外法人等の発行する社債引受費用又は貸付資金 ③長期に亘る原材料の供給等、永続関係※にある海外法人への貸付資金 ④海外の支店、工場その他の営業所の設置又は拡張費用 ⑤海外直接投資事業の実施に必要な従業員教育の費用 ⑥海外直接投資事業の実施に必要な調査の費用 ※永続関係…役員への派遣、重要な製造技術の提供
保証限度額	2億円以内（組合4億円以内）
保証期間	運転資金7年以内、設備資金15年以内
貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	1.15%※
担保	必要に応じて要する。
連帯保証人	原則として、法人は代表者（実質経営者を含む）、個人は原則不要
必要書類	通常の添付書類の他、 「海外直接投資に関する計画書」（資金用途により様式は異なります）

※保証料率につきましては、山形県商工業振興資金融資制度を併用する場合、県・市町村からの保証料補給により、お客様のご負担が軽減される場合がございます。

◆ご相談は、以下の窓口で受付しておりますのでお気軽にご相談ください。

本店営業部 TEL:023-647-2240

米沢支店 TEL:0238-23-7630

長井支店 TEL:0238-84-1674

新庄支店 TEL:0233-22-3171

酒田支店 TEL:0234-22-7644

鶴岡支店 TEL:0235-22-6122

確かなサポート 明日への躍進 応援宣言